

「全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項」改定対比表

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">＜前略＞</p> <p>9. 大会参加者 参加対象及び参加資格等は、次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 団員 下記の条件を満たす者で、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。</p> <p>① 大会開催年度にスポーツ少年団登録をしている当該年度 4 月 1 日現在小学校 4・5・6 年生の団員。なお、バレーボール大会は当該年度 4 月 1 日現在小学校 3 年生の団員も対象とする。また、剣道大会の個人戦出場者は当該年度 4 月 1 日現在中学生の団員とする。</p> <p>② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者</p> <p>③ 大会日程に耐えられる健康な心身の持ち主で、大会参加に支障がない者。</p> <p>④ 保護者に大会参加の承諾を得た上、通学校長に大会参加の届出を行った者。</p>	<p style="text-align: center;">＜前略＞</p> <p>9. 大会参加者 参加対象及び参加資格等は、次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 団員 下記の条件を満たす者で、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。</p> <p>① 大会開催年度にスポーツ少年団登録をしている当該年度 4 月 1 日現在小学校 4・5・6 年生の団員。なお、バレーボール大会は当該年度 4 月 1 日現在小学校 3 年生の団員も対象とする。また、剣道大会の個人戦出場者は当該年度 4 月 1 日現在中学生の団員とする。</p> <p>② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者</p> <p>③ 大会日程に耐えられる健康な心身の持ち主で、大会参加に支障がない者。</p> <p><u>③</u> 保護者に大会参加の承諾を得た上、通学校長に大会参加の届出を行った者。</p>

改定前	改定後
<p>< 中略 ></p>	<p>< 中略 ></p>
<p>12.大会競技等規則</p>	<p>12.大会競技等規則</p>
<p>日本スポーツ少年団が別に定める競技等規則のほかは、当該中央競技団体の当該年度競技規則及び準則等による。</p>	<p>(1) 日本スポーツ少年団が別に定める競技等規則のほかは、当該中央競技団体の当該年度競技規則及び準則等による。</p>
	<p>(2) <u>出場チームが支援を受けている企業・店舗等（チーム協賛社）の名称やロゴをユニフォームや用具に掲出することはできない（ユニフォームや用具を製作した企業の名称やロゴを除く）。</u></p>
<p>< 附 則 ></p>	<p>< 附 則 ></p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。 2. 本要項は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。 3. 本要項は、平成 10 年 4 月 1 日から改定施行する。なお、本要項の施行により、同要項細則を廃止する。 4. 本要項は、平成 10 年 6 月 9 日から改定施行する。 5. 本要項は、平成 15 年 4 月 1 日から改定施行する。 6. 本要項は、平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。 7. 本要項は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。 8. 本要項は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。 9. 本要項は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。 10. 本要項は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。 11. 本要項は、平成 28 年 3 月 4 日から改定施行する。 12. 本要項は、平成 29 年 3 月 5 日に改定し、平成 29 年度の大会から施行する。 13. 本要項は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。 14. 本要項は、令和 2 年 6 月 24 日から改定施行する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ～16. <同左>

改定前	改定後
<p>15.</p> <p>(1) 本要項は、令和2年11月20日から改定施行する。</p> <p>(2) 第5項第2号は、令和5年度以降の大会に適用する。</p> <p>(3) 「国民体育大会」の大会名称は、令和6年に開催する第78回大会から「国民スポーツ大会」に変更となる。このため、本要項に定める「国民体育大会」は、第78回大会以降は「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。</p> <p>(4) 第9項第1号に定める次の記載は、令和3年度に限りこれを適用しないこととする。</p> <p>＜4月～9月に参加申込みを行う大会(軟式野球)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」 <p>＜10月～翌年3月に参加申込みを行う大会(剣道・バレーボール)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」 <p>16.</p> <p>(1) 本要項は、令和3年11月26日から改定施行する。</p> <p>(2) 第9項第1号に定める次の記載は、令和4年度に限りこれを適用しないこととする。</p> <p>＜4月～9月に参加申込みを行う大会(軟式野球)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」 <p>＜10月～翌年3月に参加申込みを行う大会(剣道・バレーボール)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」 	<p>17. 本要項は、令和4年2月25日から改定施行する。</p>